

「イワイフXプレミアム 取引説明書」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

新	旧
<p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(4) 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、<u>2012年1月1日以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u></p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、<u>法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入します。</u></p> <p>金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。 <u>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</u></p> <p>この取引説明書は、 平成24年1月1日から施行します。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(4) 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益)は、<u>「雑所得」として総合課税の対象となります。他の雑所得があるときは、雑所得同士を損益通算できませんが、他の種類の所得とは損益通算はできません。雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</u></p> <p><u>※スワップポイントはロールオーバー時に取引価格に反映され、反対売買時の損益に含まれて算出されるため、お客さまは特別な計算を行う必要はありません。</u></p> <p><u>※店頭外国為替証拠金取引は、特定口座では取扱えません。また、株価指数先物・オプション取引による利益は同じ雑所得に当たりますが、申告分離課税であるため取扱いが異なります。</u></p> <p><u>※年間の給与収入額が2,000万円以下の給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、確定申告をする必要はありません。</u></p> <p><u>なお、法人が行った店頭外国為替証拠金取引の売買による為替差益およびスワップポイントの収益は、「雑所得」又は「事業所得」として課税対象になります。</u></p> <p>金融商品取引業者は、顧客に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p>

イワイF×プレミアム 取引説明書  
(店頭外国為替証拠金取引説明書)

平成24年1月

岩井証券株式会社  
近畿財務局長（金商）第335号

## イワイFXプレミアム取引（店頭外国為替証拠金取引）に係るご注意

○ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

※上記連絡先は弊社のHP（<http://www.iwaisec.co.jp/>）にも掲載しております。

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

店頭外国為替証拠金取引を行うにあたっては、事前に本説明書を十分にお読みいただき、内容をご理解ください。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格や金利の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のほか「イワイFXプレミアム リスク説明書」、「イワイFXプレミアム 取引規程」、「イワイFXプレミアム 取引ルール」も合わせてお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

## 目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について .....	2
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて .....	3
（1）取引の方法 .....	3
（2）証拠金 .....	5
（3）決済に伴う金銭の授受 .....	6
（4）益金に係る税金 .....	6
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて .....	8
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 .....	10
金融商品取引業者の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について .....	12
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語 .....	13

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客さまに交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭ディリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

## 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始する場合又は継続して行う場合には、以下のリスク等重要事項を十分にお読みいただき、その内容をご理解ください。

- ・ 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。
- ・ 取引対象である通貨使用国の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。
- ・ 取引金額は、その取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
- ・ 相場状況の急変により、売値（BID）と買値（ASK）のспレッド幅が広くなり、意図した取引ができない可能性があります。
- ・ 取引システム又は金融商品取引業者及びお客さまを結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などが行えない可能性があります。
- ・ 取引手数料は、1万通貨コース、10万通貨コースとも無料となっております。
- ・ お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
- ・ 当社は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

### 【カバー取引先業者】

米国グローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッド（G F F）の為替取引部門ジー・エフ・ティー（G F T）。

G F Tは1997年に創設され、米国を中心に全世界100カ国以上に為替取引のオンライントレードシステムサービスの提供を行っております。また、母体のG F Fは以下の機関に登録されている為替取引・金融業者です。

CFTC（米国商品先物取引委員会）FCM 登録

NFA（全米先物協会）正会員登録

ASIC（豪州証券投資委員会）登録

FSA（英国財務部局）認可・管理（英国現地法人）

- ・ 店頭外国為替証拠金取引の証拠金は、当社が加入しております日本投資者保護基金の補償対象とはなっておりませんが、お客さまからお預りする証拠金は、金融商品取引法により自己（当社）の固有財産と区別して管理することが義務付けられており、当社ではすべて日証金信託銀行へ信託し、お客さまの資産が保全される仕組みとしております。

## 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

### (1) 取引の方法

当社が取扱う店頭外国為替証拠金取引（以下、イワイFXプレミアム といいます。）はインターネット専用のサービスとなっており、取引の方法は次の通りです。

通貨ペア		呼値の単位	呼値1単位の1万通貨あたり相当額
USD/JPY	米ドル/円	0.001円	10円
EUR/JPY	ユーロ/円	0.001円	10円
AUD/JPY	豪ドル/円	0.001円	10円
NZD/JPY	NZドル/円	0.001円	10円
GBP/JPY	英ポンド/円	0.001円	10円
ZAR/JPY	南アフリカランド/円※	0.00001円	0.1円
TRY/JPY	トルコリラ/円※	0.00001円	0.1円
CAD/JPY	カナダドル/円	0.001円	10円
CHF/JPY	スイスフラン/円	0.001円	10円
HKD/JPY	香港ドル/円※	0.00001円	0.1円
SGD/JPY	シンガポールドル/円	0.001円	10円
EUR/USD	ユーロ/米ドル※	0.00001米ドル	0.1米ドル
AUD/USD	豪ドル/米ドル※	0.00001米ドル	0.1米ドル
NZD/USD	NZドル/米ドル※	0.00001米ドル	0.1米ドル
GBP/USD	英ポンド/米ドル※	0.00001米ドル	0.1米ドル

※ 印の通貨ペアの提示レートは小数点第5位まで表示します。

※ 10万通貨コースの場合、1取引単位は10万通貨となりますので、呼値1単位あたりの相当額は1万通貨あたり相当額の10倍となります。

#### ① 取扱通貨ペア

##### 【外貨対円貨】

米ドル（USD）/円（JPY）、ユーロ（EUR）/円、英ポンド（GBP）/円、豪ドル（AUD）/円、ニュージーランドドル（NZD）/円、南アフリカランド（ZAR）/円、トルコリラ（TRY）/円、カナダドル（CAD）/円、スイスフラン（CHF）/円、香港ドル（HKD）/円、シンガポールドル（SGD）/円

##### 【外貨対外貨】

ユーロ/米ドル、豪ドル/米ドル、NZドル/米ドル、英ポンド/米ドル

#### ② 取引単位

イワイFXプレミアムでは、1万通貨コース、10万通貨コースの2種類の取引口座をご用意しております。取引単位は、1万通貨コースで1万通貨単位、10万通貨コースで10万通貨単位となります。

お取引の際に「1万通貨コース」と「10万通貨コース」のどちらかの口座番号を選択して下さい。

### ③ 呼び値

呼び値の最小変動幅は、原則として、対円貨通貨ペアでは0.001円、対ドル通貨ペアでは、0.00001ドルですが、例外的に南アフリカランド/円、トルコリラ/円、香港ドル/円では0.00001円となります。

### ④ スプレッド（買値と売値の差）

イワイFXプレミアムでは、カバー先から提示されるレートを採用し、通貨ペアごとに買値（ASK）と売値（BID）を同時に提示します。お客さまは買値（ASK）で買付け、売値（BID）で売付けることができます。お客さまに提示する買値（ASK）と売値（BID）には差があり、これをスプレッドといいます。スプレッドは通貨ごとに異なり、市場の状況によって拡大または縮小いたしますので常に一定ではありません。また、買値（ASK）は売値（BID）よりも高くなっています。

### ⑤ ポジション（建玉）の決済

保有ポジションに対する反対売買が約定した場合、ポジションの決済となります。

イワイFXプレミアムでは、同じコース（1万通貨コース又は10万通貨コース）内での両建てはできません。

※ 通貨コースが異なれば、結果的に両建てが可能となりますが、両建ては、証拠金を二重に負担することになること、買値（ASK）と売値（BID）に差があること、同一通貨ペアにおけるスワップポイントは、お客さまが受取る場合のほうがお客さまの支払う場合よりも小さくなっていることなどから、当社ではおすすめしません。

### ⑥ ロールオーバー

イワイFXプレミアムでは、NY時間の15:00（日本時間の5:00、NY時間が夏時間の場合は4:00）時点の未決済ポジションを、NY時間の14:45～15:00の価格を参考に設定する清算値でシステム上自動的に清算し、金利相当額（スワップポイント）を調整した価格で建直し、翌営業日に繰り越します（ロールオーバー）。したがって、ポジションを繰り越した場合、取得価格が日々変動することにご注意下さい。なお、清算値をロールクロースレート、建直し値をロールオープンレートといいます。

### ⑦ スワップポイント

ロールオーバーを経る際、実質的には売付けた通貨を借入れ、買付けた通貨を預入れることになるので、その借入金利と預入金利の間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客さまが受取る場合のほうがお客さまの支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。

### ⑧ ロスカット

お客さまの損失が所定の水準に達した場合、お客さまの保有する全ポジションを強制的に決済いたします。（これを「ロスカットルール」といいます。詳しくは、（2）「証拠金」の⑦「ロスカットの取扱い」をご参照下さい。）相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

### ⑨ 受渡日

決済されたポジションの受渡日は、原則として、当該決済を行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨ペアにおける外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合は、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。また、外貨対外貨の通貨ペアを決済した場合、2営業日後にまず基準となる外貨で受渡しが行われ、その翌営業日に円で

の損益を確定するための通貨交換（コンバージョン）が行われます。その通貨交換の受渡は、さらに2営業日後に行われます。

※営業日はニューヨーク時間の15:00（日本時間の5:00、夏時間は4:00）で区切ります。

## （2）証拠金

### ① 証拠金の差入れ

イワイフ×プレミアムでは、新規注文を行う際にあらかじめ必要な証拠金を差し入れていただきます。

イワイフ×プレミアム口座へのご入金、インターネットを使って、お客さまご自身で、お客さまの証券取引口座（以下「イワイ・ネット口座」といいます。）からイワイフ×プレミアム口座への振替手続きを行っていただきます。手続きが終了した時点で注文の発注等、ご利用いただけるようになります。

※受入証拠金の上限額は1万通貨コース、10万通貨コース合計で1億円とさせていただきます。1億円を上回る金額は、お客様のイワイ・ネット口座に振替させていただく場合があります。

※証拠金率、使用可能証拠金の計算、ロスカットルールの適用の判定等は、ベーシックWEBにおける計算を基準といたします。

### ② 必要証拠金

イワイフ×プレミアムの必要証拠金は、提示レートの中値に取引数量を乗じた金額の5%（1万通貨コース）又は4%（10万通貨コース）です。

（対円通貨ペアの場合）

必要証拠金 = 提示レートの中値 × 取引数量 × 必要証拠金率（5%又は4%）

（対ドル通貨ペアの場合）

必要証拠金 = 提示レートの中値 × 取引数量 × 必要証拠金率（5%又は4%）  
×通貨交換レート

注）対ドル通貨ペアの場合、米ドルを円に交換するためのレートである通貨交換レートを乗じて計算されます。

### ③ 証拠金の追加差入れ

イワイフ×プレミアムでは、マージンコールや追加証拠金の差入れ請求はいたしません。証拠金率が所定の水準を下回った場合、ロスカットルールにより全ポジションが強制決済となりますので、証拠金には十分な余裕を持ってお取引いただくようお願いいたします。

### ④ 現金の引出し

受入証拠金から必要証拠金を控除し、未受渡決済損（損益の相殺は行いません。全ての未受渡損金の合計額となります。）、評価損を差し引いた金額の範囲内で証拠金を引き出すことができます。

振替出金可能額 = 受入証拠金 - 必要証拠金 - （未受渡決済損 + 評価損）

※未受渡決済益と評価益は加算されません。

### ⑤ スワップポイントの取扱い

ポジションのロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、ロールクローズレートとロールオープンレートとの差額として取引レートに反映します。

### ⑥ 証拠金の種類

イワイフ×プレミアムで取扱う証拠金は、現金（円貨のみ）となります。株券等、有価証券で代用することはできません。

### ⑦ ロスカットの取扱い

ロスカットとは、お客さまの損失を一定額に抑えるため、証拠金率が一定の割合を下回ったとき、全保有ポジションを強制的に反対売買することです。イワイFXプレミアムでは、以下の条件のいずれかを満たした場合、該当の通貨コース毎（「1万通貨コース」「10万通貨コース」個別に適用）に全ポジションが自動的に決済（ロスカット）されます。

#### ① 定時ロスカット

グリニッジ標準時間9時（日本時間18時）時点の計算において、証拠金率が100%を下回った場合。

#### ② リアルタイムロスカット

リアルタイムの計算において証拠金率が60%を下回った場合。

また、ロスカットルールが適用され、ロスカット注文が発注された場合、既に発注している注文は全て取消処理が行われます。なお、ロスカット前のお客さまへの通知はありません。

### ⑧ 証拠金の返還

お客さまの証拠金額が、当社の定める必要証拠金の額を上回っている場合、お客さまは、当社の定めに従い、その超過額の全部又は一部の返還を当社に請求することができます。

## （3）決済に伴う金銭の授受

### ① 受渡決済について

当社では通貨の受渡決済を受け付けておりません。

### ② 差金決済について

差金決済に伴うお客さまと当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金額について、行われます。

$$\{\text{決済通貨単位} \times \text{約定価格差 (円)}\} \times \text{ロット数}$$

注) 約定価格差とは、当日中の決済であれば買付価格又は売付価格と決済価格の差となり、ロールオーバーが行われていれば、ロールオープンレートと決済価格との差となります。

## （4）益金に係る税金

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄

税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

# 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客さまが当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は次の通りです。

## (1) 取引の開始

### ① 契約締結前交付書面等の確認

はじめに、当社が交付する本説明書、「イワイF×プレミアム 取引規程」、「イワイF×プレミアム 取引ルール」、及び「イワイF×プレミアム リスク説明書」をご熟読いただき、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において店頭外国為替証拠金取引口座の設定を行って下さい。

### ② 店頭外国為替証拠金取引口座（イワイF×プレミアム口座）の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社にイワイ・ネット口座を開設していただきます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提出いただきます。イワイ・ネット口座を開設した後、イワイ・ネットのログイン画面から、イワイF×プレミアム口座の開設手続きをお願いいたします。契約締結前交付書面等は、お手続きの際に電磁的方法により交付され、ご同意いただきます。なお、イワイF×プレミアム口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

## (2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文にあたっては、インターネット経由で取引専用ソフトからシステムにログインしていただき、お客さまご自身で発注していただきます。当社では携帯電話の取引システムもご用意しておりますが、携帯電話のみのお取引はお断りしております。

### 【注文に際しての入力項目】

- ・ 注文する通貨ペア
- ・ 売付取引又は買付取引の別
- ・ 注文の種類（成行、指値、逆指値、OCO、連続注文等）
- ・ 注文数量
- ・ 価格
- ・ 注文の有効期間
- ・ その他お客さまの指示によることとされている事項

## (3) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、あらかじめ当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。証拠金の差入れは、まずイワイ・ネット口座にご入金いただき、お客さまご自身でイワイF×プレミアム口座にお振り替え下さい。

#### **(4) 反対売買によるポジションの結了**

ポジションの反対売買に相当する取引が成立した場合には、約定数量分がポジションから減少します。イワイF×プレミアムでは、お客さまが同じ通貨ペアを数回に分けて発注して約定した場合でも、後から約定した注文は約定前のポジションと平均化され、一つのポジションとして取扱いますので、個別に約定したポジションを指定して反対売買による決済を行うことはできません。

#### **(5) 注文された取引の成立**

注文された店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法により交付しますので、取引専用ソフトで閲覧して下さい。

#### **(6) 取引手数料**

当社の取引手数料は、1万通貨コース、10万通貨コースとも無料です。

#### **(7) 取引残高、ポジション、証拠金等の報告**

当社は、取引状況をご確認いただくため、取引成立のつど、成立した取引の内容、ポジション、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客さまに電磁的に交付します。

#### **(8) 電磁的方法による書面の交付**

当社からの書面の交付は原則として電磁的方法により行っております。事前にその旨のご承諾をお願いいたします。

#### **(9) その他**

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のサポートセンターにご照会下さい。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

## 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客さまを相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又はお客さまのために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- ① 店頭外国為替証拠金取引契約（お客さまを相手方とし、又はお客さまのために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客さまに対し虚偽のことを告げる行為。
- ② お客さまに対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。
- ③ 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客さまに対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客さま（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）。
- ④ 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客さまに対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- ⑤ 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客さまがあらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客さまが当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- ⑥ 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客さまに迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。
- ⑦ 店頭外国為替証拠金取引について、お客さまに損失が生ずることになり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客さま又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さま又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- ⑧ 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客さまの損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客さまの利益に追加するため当該お客さま又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さま又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- ⑨ 店頭外国為替証拠金取引について、お客さまの損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客さ

まの利益に追加するため、当該お客さま又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。

- ⑩ 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客さまの知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客さまに理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。
- ⑪ 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- ⑫ 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客さま若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客さま若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）。
- ⑬ 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。
- ⑭ 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。
- ⑮ 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客さまの計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- ⑯ 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客さまにあらかじめ明示しないで当該お客さまを集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。
- ⑰ あらかじめお客さまの同意を得ずに、当該お客さまの計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為。
- ⑱ 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客さまの店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為。
- ⑲ 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまから資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨ペア、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらにしたがって、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）。
- ⑳ 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまに対し、当該お客さまが行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

## 金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

### (1) 金融商品取引業者の概要

金融商品取引業者の概要は次のとおりです。

商号等	岩井証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第335号
本店所在地	〒541-0041 大阪市中央区北浜 1丁目8番16号
電話番号	06-6229-4600
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
資本金	30億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成22年4月

### (2) 苦情受付窓口

金融商品取引業者は、顧客からの苦情を次の窓口で受け付けております。

連絡先	東京サポートセンター TEL 03-3662-7376 大阪サポートセンター TEL 06-6229-4647 E-mail : <a href="mailto:fxsp@iwaisec.co.jp">fxsp@iwaisec.co.jp</a>
受付時間	午前8時～午後5時（土・日・祝祭日を除く）
受付方法	電話もしくはEメール

### (3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人	証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電話番号	0120-64-5005（フリーダイヤル）
URL	<a href="https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html">https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</a>
東京事務所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館
大阪事務所	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

## 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

### ・アスク

プライスを提示する側（銀行など）の売値。提示を受ける側（お客さま）にとっては、このプライスが買値となります。オファー（Offer）とも言います。

### ・オファー

プライスを提示する側（銀行など）の売値。提示を受ける側（お客さま）にとっては、このプライスが買値となります。アスク（Ask）とも言います。

### ・カバー

自らのポジションを精算する方向で外国為替の売買を行うこと。買っているポジションを売ること。売っているポジションを買うこと。

### ・クォート

銀行が提示する為替レートのこと。「買値」と「売値」の両方を提示することを、ツー・ウェイ・クォーテーションと言います。

### ・クロス

基軸通貨である「米ドル」以外の通貨取引のことを言います。米ドル／円以外の対円取引のことをクロス円（円クロス）と呼ばれます。

### ・ストップロス

損失を拡大させないために一定水準を超えると損切りすること（＝ロスカット）。また逆指値注文のことを指す場合もあります。

### ・スプレッド

提示レートの「売値（Bid）」と「買値（Ask）」の差。お客さまにとって、取引コストの一つとなるため、スプレッドが小さいほうが有利となります。

### ・スポット

直物取引。契約成立当日ないし2営業日後以内に受渡しを行う取引。

### ・スポットレート

直物取引（スポット）のレート。

### ・スリッページ

指定したレートと実際に約定したレートとの差のことを言います。急落・急騰など相場状況により、このスリッページが大きくなる場合があります。

### ・スワップレート

スワップ取引をするときのレート。

### ・スワップポイント

通貨を交換したことによって生じる金利調整ポイントのことです。一般的には、金利の高い方の通貨を買った場合は金利差相当額を受取り、金利の高い方の通貨を売った場合は支払います。スワップポイントは取引対象である通貨の金利に応じ日々変動するため、金利動向によってはスワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。イワイF×プレミアムでは、ロールオーバー時に決済価格により調整します。

## ・スワップ取引

直物為替と先物為替の売買を同時に交差的に組み合わせて行う取引のこと。スワップ取引した通貨間に生じる金利差をスワップポイントと呼びます。

## ・ダイレクト成行注文

相場を見ながら現在のレートで発注する成行注文。レートが変動してしまった場合には「再クオート」と表示され約定しません。

## ・ダン

取引成立のこと。

## ・チャート

マーケットの値動きをグラフで表示したもの。

## ・ディーリング

自己勘定で外国為替を売買すること。

## ・デリバティブ

金融派生商品のこと。先物取引・オプション・スワップなどの総称です。

## ・トレール注文

トレールとは“引きずる”という意味で、逆指値注文に値幅指定機能を追加する注文。売注文では現在値が値上がりすると逆指値価格が引き上がり、買注文では現在値が値下がりすると逆指値価格が引き下がります。

## ・ナッシングダン

取引不成立のこと。

## ・バリュエート

受渡日のこと。為替がその価値を持つ日のことです。通常は取引（売買）の2営業日後となります。スワップポイントはこのバリュエートで計算いたします。そのため、休日などがなければ、水曜日分のスワップポイントは土日分を含めた3日分となります。

## ・ビッド

プライスを提示する側（銀行など）の買値。提示を受ける側（お客さま）にとっては、このプライスが売値となります。（←→アスク／オファー）

## ・フォレックス

外国為替のこと。Foreign Exchangeの略で、FXとも呼ばれます。

## ・フラクショナル Pip

提示するプライスの最小単位のこと。（例：USD/JPYは0.001円、ZAR/JPYは0.00001円、EUR/JPYは0.00001米ドルとなります。）Pipsの10分の1の単位となります。

## ・ヘッジ

価格変動によるリスクを回避・軽減するための為替操作方法の一つ。ある取引から生じるリスクに対して、逆のリスクを持つ取引を行うことによってリスクを回避・軽減します。

## ・ポジション

新規注文が約定した後、決済するまでの当該取引のこと。持高・保有高のこと。

## ・ボラティリティ

為替レートの予想変動率のこと。パーセント（%）で表示されます。相場の変動が大きくなり

そうな時には、ボラティリティは高くなり、変動が小さくなりそうな時にはボラティリティは低くなります。

#### ・マージンコール

追加証拠金制度のこと。イワイF Xプレミアムではマージンコールはありません。

#### ・レバレッジ

「てこの原理」を意味し、証拠金に対する取引金額の大きさのことを言います。

イワイF Xプレミアム では、「必要証拠金＝取引レートの中値×取引数量×必要証拠金率（5%又は4%）」となっています。

必要証拠金率は、「1万通貨コース」が5%、「10万通貨コース」が4%であり、コースごとに異なります。

証拠金を目一杯活用して取引した場合は、1万通貨コースなら20倍、10万通貨コースなら25倍のレバレッジとなります。

#### ・ロールオーバー

ポジションを翌日に持ち越すこと。イワイF Xプレミアムでは、ニューヨーク時間の15時（日本時間の5時、ニューヨーク時間が夏時間の場合は4時）時点で持ち越された未決済ポジションはロールオーバーされます。通常、外国為替取引は取引成立から2営業日後（T+2）に資金決済を行います。保有するポジションはいったん値洗いされ、その日の損益を確定（ロールクローズ）させます。ロールクローズレートにスワップポイントを調整（ロールオープン）し、再度ポジションを建てることでその差金を決済します。反対売買による決済をしない限り、日々ロールオーバーされますので、ポジション保有の実質的な期日はありません。

#### ・ロスカット

損失を一定額に抑えるため、証拠金率が一定の水準を下回った時に、ポジションを強制的に反対売買することです。イワイF Xプレミアムのロスカットは「1万通貨コース」、「10万通貨コース」それぞれ個別に適用され、お客さまへの事前の通知はありません。

#### ・ロスカットライン

ロスカットが行われる水準のこと。イワイF Xプレミアムでは、グリニッジ標準時間9時（日本時間18時）時点の計算において証拠金率が100%を下回った場合（定時ロスカット）、リアルタイムの計算において証拠金率が60%を下回った場合（リアルタイムロスカット）、ロスカットとなります。

#### ・ロット数

コース別取引単位量のこと。イワイF Xプレミアム でロット数を「1」とすれば、1万通貨コースでは、1万通貨の取引、10万通貨コースでは10万通貨の取引となります。

#### ・受渡日

ポジションの反対売買による決済、及びロールオーバーによる決済により、確定した損益が現金化される日が受渡日です。受渡日は取引日の翌々営業日となります。また、外貨対外貨の通貨ペアを決済した場合、2営業日後にまず基準となる外貨で受渡しが行われ、その翌営業日に円での損益を確定するための通貨交換（コンバージョン）が行われます。その通貨交換の受渡は、さらに2営業日後に行われます。

※営業日はニューヨーク時間の15:00（日本時間の5:00、夏時間は4:00）で区切ります。

## ・受入証拠金

お客さまよりお預りしている証拠金額。

## ・売建玉

売付取引のうち、決済が終了していないもの。

## ・買建玉

買付取引のうち、決済が終了していないもの。

## ・金融商品取引業者

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法に基づく登録を受けた者。

## ・外国為替市場

外国為替取引を行う場。通常、電話やコンピュータなどの通信回線などを利用し形成されるネットワークを「市場」と呼んでいます。ウェリントン → シドニー → 東京 → 香港・シンガポール → フランクフルト → ロンドン → ニューヨーク と取引される市場が時差によって移っていき、月曜日のウェリントンから金曜日のニューヨーク終了まで 24 時間市場が動いており取引されています。

## ・逆指値

一般的には、アスクが指定した価格以上になったら買注文、又はビッドが指定した価格以下になったら売注文で損失を限定させる注文のことをいいます。ストップオーダー又はストップロスオーダーとも呼ばれます。買注文はアスク超、売注文はビッド未満の価格を指定します。

## ・裁判外紛争解決制度

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

## ・差金決済

現物の受渡しを伴わない、差金の授受による反対売買を言います。

## ・使用可能証拠金

新たにポジションを建てるのに利用できる証拠金の範囲。実質証拠金から必要証拠金を差し引いた金額。使用可能証拠金＝実質証拠金－必要証拠金

## ・指値

価格を指定する注文。リミットオーダーとも呼ばれます。買注文ではアスク以下、売注文ではビッド以上の価格を指定します。

## ・直物為替（じきものかわせ）取引

為替取引が成立した 2 営業日目に受渡を行う取引のこと。価格は直物相場で決定されます。外国為替証拠金取引（FX）の提示レートはこれを適用しています。

## ・実質証拠金

実質証拠金＝受入証拠金＋未受渡金＋評価損益

## ・証拠金

取引の担保となるお金です。

## ・証拠金率

証拠金率＝実質証拠金÷必要証拠金×100

- ・ **新規建可能数量**

おおよその新規建可能数量は以下の計算式でもとめられます。

新規建可能数量＝使用可能保証金÷取引レートの中値÷必要保証金率（5%又は4%）

- ・ **高値**

1日（又はその他の期間）のうちでつけた最も高い値段。

- ・ **通貨ペア**

取引対象通貨の組合せのこと。外貨と円貨の組合せや外貨と外貨の組合せなど、イワイF×ブレミアムでは合計15種類の通貨ペアを取り扱っています。

- ・ **通貨交換**

イワイF×ブレミアムで、外貨対外貨の保有ポジションを決済して最終的に円で損益を確定させることをいいます。外貨対外貨の通貨ペアを決済した場合、2営業日後にまず基準となる外貨で受渡しが行われ、その翌営業日に円での損益を確定するための通貨交換（コンバージョン）が行われます。その通貨交換の受渡しは、さらに2営業日後に行われます。

※ 営業日はニューヨーク時間の15:00（日本時間の5:00、夏時間は4:00）で区切ります。

- ・ **店頭外国為替証拠金取引**

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭ディリバティブ取引の一つです。

- ・ **取引数量**

取引をしている通貨ペアの数量のこと。

ロット数×最低取引単位（1万・10万）

- ・ **取引番号**

注文発注時（ロールオーバーも含む）に付与された取引の番号。

- ・ **中値**

（売値+買値）÷2で算出した数値。必要証拠金の計算に使用します。

- ・ **仲値**

対顧客外国為替業務に適用する当日受け渡しの基準レート。午前9時55分頃のスポットレートを基準に、銀行ごとに5銭刻みで決められます。

- ・ **夏時間**

欧米諸国で採用されている、春から秋にかけて標準時間よりも1時間早めた時刻制度。アメリカの夏時間は3月第2日曜日午前2時～11月第1日曜日午前2時の期間に適用されます。この期間以外は標準時間となります。

- ・ **成行（なりゆき）**

価格を指定しない注文。イワイF×ブレミアムの成行注文には、注文の入力後に変動があった場合、約定を優先させてその時点でのレートで約定する「成行注文」と、注文が失効する「ダイレクト成行」注文があります。

- ・ **始値**

1日（又はその他の期間）のうち最初につけたレート。イワイF×ブレミアムではGMT午前0時（日本時間の午前9時）を基準としています。

- ・ **必要証拠金**

取引に際して必要な証拠金。イワイF×プレミアム の必要証拠金は、取引レートの中値に取引数量を乗じた金額の5%（1万通貨コース）又は4%（10万通貨コース）です。

（対円通貨ペアの場合）

必要証拠金 = 取引レートの中値 × 取引数量 × 必要証拠金率（5%又は4%）

（対ドル通貨ペアの場合）

必要証拠金 = 取引レートの中値 × 取引数量 × 必要証拠金率（5%又は4%）×通貨交換レート

注1） 対ドル通貨ペアの場合、米ドルを円に交換するためのレートである通貨交換レートを乗じて計算されます。

#### ・必要証拠金率

ポジションを建てる際の取引代金に対する証拠金の比率です。

#### ・評価損益

約定レート（又はロールオーバー後のレート）と現在のレートとの差額です。

#### ・振替出金可能額

振替出金可能額 = 受入証拠金 - 必要証拠金 - （未受渡決済損 + 評価損）

#### ・未受渡金

ロールオーバーや売買により確定した受渡日到来前の損益金です。イワイF×プレミアムの使用可能証拠金は、この未受渡金を含んだ計算となっており、受渡日が到来すると、受入証拠金に反映いたします。

#### ・約定

注文が成立すること。

#### ・安値

1日（又はその他の期間）のうちでつけた最も安いレート。

#### ・有効期限

注文が執行される期間のこと。イワイF×プレミアムでは、取消をするまで注文が有効な「期限なし」と、東京・香港・ロンドン・ニューヨークの各市場のクローズ時間で失効となる「期限指定」を選択できます。

#### ・両建（りょうだて）

同じ通貨ペアの買ポジションと売ポジションの両方を保有すること。イワイF×プレミアムでは、同じコース内での両建はできません。

#### ・連続注文

あらかじめ入力した原注文が約定した後、自動的に予約注文が執行される注文。連続注文の中にIFD注文とIFO注文の2種類があります。

#### ・2WAY プライス（ツーウェイプライス）

「売値（Bid）」と「買値（Ask）」を同時に提示するプライスの出し方。提示を受ける側（お客さま）が、売り又は買いの意思を示さずに両方のプライスを同時に提示されることで、よりインターバンク市場に近いフェアなレートで取引が行えます。

#### ・AUD

オーストラリアドルのこと。「オージー（Aussie）」とも呼ばれます。

- CAD  
カナダドルのこと。「キャンドル」とも呼ばれます。
- CHF  
スイスフランのこと。「SFR」とも表記されます。
- CNV  
コンバージョン、通貨交換のこと。
- DDL  
イワイFXプレミアムでのダイレクト成行注文のこと。
- EUR  
ユーロのこと。
- FX  
外国為替のこと。
- GBP  
英国ポンドのこと。
- GMT  
グリニッジ標準時刻（世界標準時間）の略。イギリスのグリニッジ天文台を通る子午線を基準として、±12 時間を 1 日と定められています。日本は GMT から+9 時間の時差があります。GMT が午前 0 時のとき、日本は明けて午前 9 時です。
- GTC  
無期限注文のこと。当該注文が約定するか、お客さま自身でキャンセルするまで有効。
- HKD  
香港ドルのこと。
- IFD (If done)  
連続注文の種類の中の 1 つ。原注文と予約注文を同時に発注する注文。原注文が約定した後、あらかじめ入力した予約注文を執行します。イワイFXプレミアムの予約注文は「指値注文」と「逆指値注文」の 2 種類があります。
- IFO (If done OCO)  
IFD と OCO を組み合わせた連続注文の 1 つ。原注文を出すときに同時に 2 つの予約注文を出し、原注文が約定すると 2 つの予約注文が執行され、一方の予約注文が約定するともう一方の予約注文が取消されます。
- JPY  
日本円のこと。
- LMT  
指値注文のこと。
- MKT  
成行注文のこと。
- NZD  
ニュージーランドドルのこと。「キウィ (Kiwi)」とも呼ばれます。
- OCO

指値注文と逆指値注文の 2 つの注文を出しておき、一方が約定するともう一方が取消される注文。

- **OTC**

相対取引。

- **Pips**

フラクショナル Pip の 10 倍の単位です。(例：USD/JPY は 0.01 円、ZAR/JPY は 0.0001 円、EUR/USD は 0.0001 米ドルとなります。)

- **RCL**

ロールクローズ。ロールクローズとは、ロールオーバー時に値洗いのためにいったん決済すること。

- **ROP**

ロールオープン。ロールオープンとは、ロールクローズ (RCL) 価格にスワップポイントを調整した価格で再度ポジションを建てること。ロールオープンされた価格が、取引ソフト「現在のポジション」に表示される約定レートとなります。

- **SGD**

シンガポールドルのこと。

- **STP**

逆指値注文のこと。

- **TRY**

トルコリラのこと。

- **USD**

米ドルのこと。

- **ZAR**

南アフリカランド (Rand) のこと。「ザール」とも呼ばれます。